鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (第1回)

日時:令和2年3月26日(木)

18時00分~18時30分

場所:庁議室

会 次 第

- 1 開 会
- 2 本部長あいさつ
- 3 議 題
 - (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく 都道府県対策本部の設置等について
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の現状等
 - (3) その他
- 4 閉 会

【国資料】

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく都道府県対策本部の設置等について

そのまん延のおそれが高いと認めるとき、一総理大 当該新型インフルエンザ (特措法第14条) 等にかかった場合の病状の程度その他の必要な情報の報告をしなければならない。 匠に対し、は、内閣総理大臣に対し、当該新型インフルエンザ等の発生の状況、 新型コロナウイルス感染症について、 厚生労働大臣は、

季節性インフルエ 総理大臣は、(当該報告に係る新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、季節性 ンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き ものとする (同第15条) かけて、臨時に内閣に政府対策本部を設置する

IJ

閣議

直ちに、 ろにより、 都道府県行動計画で定めるとこ 政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都近 都道府県対策本部を設置しなければならない(同第22条)

生じない ※市町村町には対策本部の設置義務は(現時点では)

岷

都道府県対策本部について 特措法に基づく

〇所掌事務(同第22条)

汌 当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する 該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務

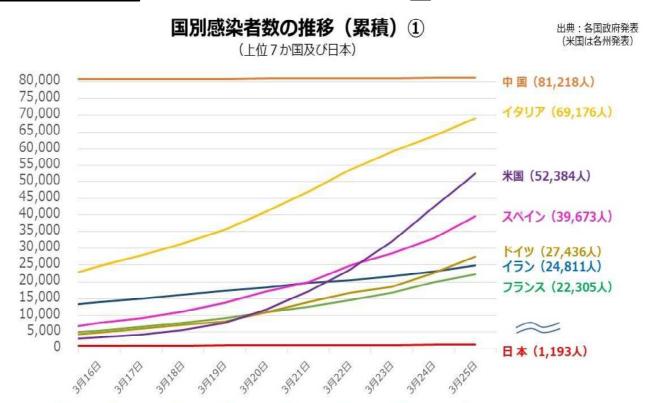
〇本部員(同第23条)

、対策本部長)、副知事、都道府県教育委員会の教育長、警視総監又は道府県警察本部長、 その他都道府県知事が当該都道府県の職員から任命する者 都道府県知事(対策本部長) 特別区の消防長、その他都道序

- 〇都道府県対策本部長の権限 (同第24条)
- (同第31条) 医療等の実施の要請等 0

新型コロナウイルス感染症発生状況

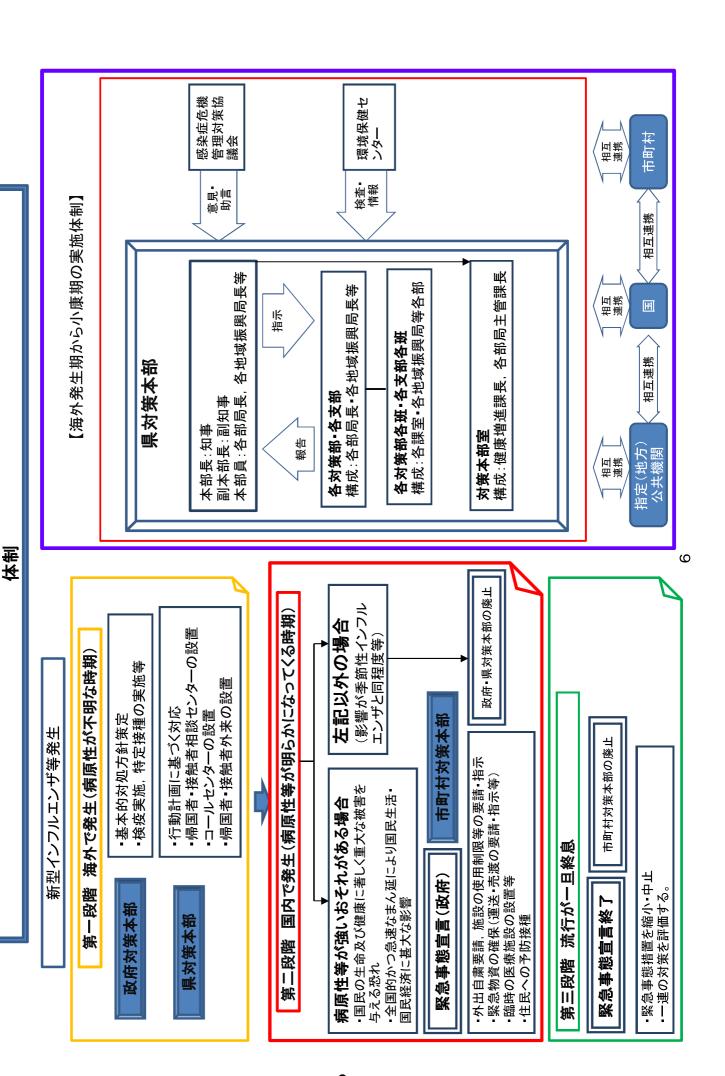
世界発生状況 (外務省海外安全HP(3月25日時点))



国内発生状況 (厚生労働省HP(3月<u>25</u>日時点)等)

都道府県名 人数 都道府県名 人数 都道府県名 人数 都道府県名 人数 都道府県名 人数 都道府県名 人数 北 海 道 163 東 京 都 172 滋 賀 県 5 香 川 県 1 県 5 香 川 県 1 県 28 大 阪 府 142 高 知 県 日本 県 1 富 山 県 5 庫 県 115 福 岡 県 日本 日 県 1 国 県 日本 日 県 1 日 日 県 日本 日 県 1 日 県 1 日 県 日本 日 県 1 日 県 1 日 県 日本 日 県 1 日 県 1 日 県 日本 日 県 1 日 県 1 日 県 日本 日 県 1 日 県 1 日 県 1 日 県 1 日 県 日本 日 県 1 日 県
青森県 2 神奈川県 80 京都府 26 愛媛県 岩手県 新潟県 28 大阪府 142 高知県 宮城県 1 富山県 兵庫県 115 福岡県 秋田県 2 石川県 8 奈良県 9 佐賀県
岩 手 県 新 潟 県 28 大 阪 府 142 高 知 県 宮 城 県 1 富 山 県 兵 庫 県 115 福 岡 県 秋 田 県 2 石 川 県 8 奈 良 県 9 佐 賀 県
宮城県 1 富山県 兵庫県 115 福岡県 秋田県 2 石川県 8 奈良県 9 佐賀県
秋 田 県 2 石 川 県 8 奈 良 県 9 佐 賀 県
山 形 県 福 井 県 1 和 歌 山 県 17 長 崎 県
福島県 2山梨県 4鳥取県 熊本県
栃木県 6岐阜県 12岡山県 1宮崎県
群 馬 県 13 静 岡 県 3 広 島 県 3 鹿 児 島 県
埼 玉 県 58 愛 知 県 148 山 口 県 4 沖 縄 県
千葉県 48 三 重 県 9 徳 島 県 1

41都道府県合計 1,152	
----------------	--



【未定稿】

感染者発生からの業務等の流れ

感染者発生



感染者の入院(搬送 含む) (保健所)



※消防への搬送要請 (保健所)



※自力で受診できない場合 など必要に応じて

記者発表・注意喚起 (健康増進課)



市町村等へ情報提供 (健康増進課・保健所)





疫学調査 (保健所)

住民への注意喚起 (市町村)





濃厚接触者に対する 健康観察 (保健所)

施設の閉鎖・消毒 (市町村等施設管理者)